

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和 25 年以降順調な伸びを見せ平成 22 年国勢調査では 376,665 人にまで増加した。

しかし、この間の年齢構成を見ると、年少（15 歳未満）人口は昭和 55 年の 75,796 人をピークに、生産年齢（15～64 歳）人口は平成 12 年の 249,901 人をピークにそれぞれ減少する一方、老年（65 歳以上）人口は昭和 45 年から一貫して増加傾向にあり、令和 2 年には過去最高の 95,757 人となるなど、少子高齢化が着実に進んできた。そして、平成 27 年国勢調査では、人口が昭和 22 年以降で初めて減少し、令和 2 年についても、371,920 人と減少しており、今後もこの傾向は続く。

また、本市の産業は、農業、工業、商業のバランスのとれた構造をしており、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているが、その労働生産性は愛知県平均と比較して必ずしも高くない。

このように人口減少、少子高齢化が進行し、とりわけ中小企業者の労働生産性が低い水準にとどまっている中、域内の多くの業種で求人倍率が大きく 1 を上回っており、人手不足が深刻化している。

本市においては、中小企業者の諸課題を解決するため、さまざまな施策を講じてきているところであるが、依然としてその解決には至っていない。

本市の産業の 99%以上を占める中小企業者が将来にわたり持続的に発展をしていくためには、人手不足に負けない企業体質を構築していかなければならず、生産性が高く、若者・後継者にとって魅力的な企業にしていくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

本基本計画期間内に 100 社の中小企業者が中小企業等経営強化法第 52 条第 1 項の規定に基づく先端設備等導入計画を策定し、設備投資を加速し労働生産性を向上させ、経営力を強化することによって、第 3 次豊橋市産業戦略プランに掲げる『地域に価値を生むしごとづくり』を実現する。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、農業が盛んな市南部、製造業事業者が集積する臨海エリア、多くの店舗が出店し商業の中心となっている豊橋駅周辺等、広域に立地している。これらの地域で広く中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の経済、雇用は多様な業種に支えられており、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に当たっては、導入促進指針及び本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を講じることができる。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に過度な負担とならないよう配慮する。

人員削減を目的とした取組みについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努める。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。